

春日井市
勝川駅前地下駐車場・勝川駅南口立体駐車場
指定管理者募集要項

春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年春日井市条例第28号。以下「指定管理者条例」という。）、春日井市勝川駅前地下駐車場条例（平成9年春日井市条例第46号）、春日井市勝川駅前地下駐車場条例施行規則（平成9年春日井市規則第42号）、春日井市勝川駅南口立体駐車場条例（平成14年春日井市条例第20号）及び春日井市勝川駅南口立体駐車場条例施行規則（平成14年春日井市規則第21号）に基づき、勝川駅前地下駐車場及び勝川駅南口立体駐車場を一括して管理する指定管理者（管理の業務を行う団体）を募集します。

1 駐車場の概要

【勝川駅前地下駐車場】

(1) 所在地 春日井市松新町1丁目36番地

(2) 施設概要

ア 敷地面積	6,606.18㎡（ルネック部分 1,406.18㎡を含む）
イ 延べ面積	6,216.66㎡（ルネック地下1階部分 909.32㎡を含む）
ウ 構造規模	鉄筋コンクリート造 地下1階建
エ 駐車台数	135台（身障者用 3台）
オ 利用時間等	利用時間 午前0時から午後12時まで（24時間） 入出庫取扱時間 午前6時から午後12時まで（18時間） 休業日 なし
カ 主な設備	受変電設備（330kVA）、自家発電機設備（225kVA）、中央監視設備、消防設備（誘導灯、非常用放送、自動火災報知（受信機P型1級55回線）、泡消火、屋内消火栓、連結送水管、第3種移動式粉末消火器、消火水槽ポンプ）、防火戸・防火シャッター、駐車場管制設備（場内一般管制システム、ITVシステム）、給水設備（加圧水槽方式（受水槽5m³））、排水設備（汚水槽ポンプ、排水・湧水槽ポンプ）、空調設備、換気設備、機械排煙設備、夜間機械警備設備、エレベーター設備（乗用 ロープ式 定員11人）、非常用照明設備、料金徴収用の精算機等機器（指定管理者にて入替）、その他一般電気設備・機械設備
キ 付帯する施設	管理事務室、電気室、給気機械室、排気機械室、消火設備室、便所（男性用、女性用、身障者用）

【勝川駅南口立体駐車場】

(1) 所在地 春日井市勝川町8丁目13番地

(2) 建物概要

ア 敷地面積 3,109.25㎡

イ 延べ面積 10,559.77㎡（駐車場棟4,199.86㎡
うち駐車場面積3,842.70㎡）

ウ 構造規模 鉄骨造 4階建

エ 駐車台数 73台（身障者用 2台）

オ 利用時間等 利用時間 午前0時から午後12時まで（24時間）

入出庫取扱時間 午前0時から午後12時まで（24時間）

休業日 なし

カ 主な設備 受変電設備（100kVA）、太陽光発電設備、消防設備（誘導灯、非常用放送、自動火災報知（受信機P型1級20回線）、泡消火、双口送水口、第3種移動式粉末消火器）、防火戸・防火シャッター、駐車場管制設備、給水設備（直圧方式）、排水設備、空調設備、換気設備、夜間機械警備設備、エレベーター設備（乗用 ロープ式 定員11人）、非常用照明設備、料金徴収用の精算機等機器（指定管理者にて入替）、その他一般電気設備・機械設備

キ 付帯する施設 管理事務室、電気室、泡消火機械室、便所（男性用、女性用）

2 指定管理者が行う管理の業務

指定管理者が行う管理の業務は次のとおりです。（管理業務仕様書と合わせて確認してください。）

(1) 使用料の徴収等に関する業務

使用料の徴収に必要な精算機等の機器を設置し、使用料の徴収、回数券・定期駐車券の交付、使用料の減免などの業務を行うものとします。

(2) 駐車場の供用に関する業務

駐車場の開場・閉場、利用状況の報告、苦情・事故・災害等の対応を行うものとします。

(3) 維持管理等に関する業務

施設全体や設備を維持するために保守・点検、運転監視、保安警備、清掃、修繕、消耗品の補充などの業務を行うものとします。（勝川駅南口立体駐車場は、駐車場棟全体に関するものを含みます。別紙1参照）

(4) 消防法に基づく業務

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき防火管理者を定め、その旨を春日井

市消防長に届け出るとともに、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせるものとします。

(5) 保険の加入

指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償に備え、指定管理者として選定された際は、必要な損害保険に加入してください。

(6) 第三者の使用

駐車場施設は行政財産であるため、地方自治法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、市が、その使用（行政財産目的の外使用）を許可することができます。よって、第三者が当該許可を受け、設置、管理又は占用する施設については、当該許可を受けた者が管理します。指定管理者は、当該許可に基づく管理、占用その他の行為を妨げてはなりません。

(7) 法令等の遵守

管理運営に当たっては、次の法令等を遵守してください。

ア 勝川駅前地下駐車場条例、勝川駅南口立体駐車場条例

イ 勝川駅前地下駐車場条例施行規則、勝川駅南口立体駐車場条例施行規則

ウ 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）

エ 地方自治法

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

カ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令

キ 消防法（昭和23年法律第186号）

ク その他関係法令

(8) 個人情報の取扱いについて

市では、個人情報の保護を図るため、春日井市個人情報保護条例（令和4年春日井市条例第38号）を定めて、個人の利益を保護しています。指定管理者においても、春日井市個人情報保護条例に則り、適正な個人情報の保護を図ってください。

(9) 守秘義務について

管理業務に従事している者及び従事していた者は、業務上知り得た情報を第三者へ漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。指定期間終了後も同様とします。

(10) 災害時の対応

指定管理者は、風水害・地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、市との連絡体制の整備及びその他の措置を講ずるものとします。

(11) 市監査委員による監査

地方自治法の規定により、公の施設に係る事務の執行について監査される場合は、監査に誠実に対応し、市監査事務局監査課から指摘事項が指示された場

合は、事務の改善を行うこととします。

(12) モニタリング調査について

市では指定管理者制度を導入している公の施設について、毎年度、モニタリング調査を実施しており、指定管理者はモニタリング調査に協力することとします。なお、調査結果は市民に公表します。

(13) 現在の指定管理者からの業務の引継ぎ

市議会の議決を経て指定管理者に指定されたときは、速やかに現在の指定管理者から、発行済み回数券や定期券、必要なデータや書類等の受け渡し、不具合・苦情等の履歴、管理業務上の懸念事項、その他、精算機等の設置機器の取扱い等について協議・引継ぎを行い、一般利用者をはじめ回数券や定期券等を利用している利用者・店舗の継続利用に支障が生じないようにしてください。なお、これらの引き継ぎ等に要する費用は当事者間で協議をして決定するものとし、市は負担しません。

(14) 指定期間の満了時

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに、原状回復及び必要な引継ぎ等について市の指示に従ってください。

(15) 業務の再委託

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者へ委託することはできません。清掃や点検など事実行為については、事前に市の承認を受けた上で、第三者へ委託することができます。

(16) 業務の継続が困難になった場合について

指定管理者は、業務の継続が困難になった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、市は指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。また、この場合において市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び指定管理者いずれかの責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について市と指定管理者で協議することとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。また、この場合において市及び指定管理者に生じた損害は、双方ともにその

責めを負わないものとします。

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

4 利用料金制度の適用の有無

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用しませんので、施設の利用に伴う使用料は、市の収入となります。

5 経費等

(1) 指定管理料

ア 管理の業務に要する経費（以下、「指定管理料」という。）は、申請者が提案する管理業務計画（案）に記載された額をもとに協議を行い、市が管理業務計画を承認します。指定管理料は、会計年度ごとに予算の範囲内において市が負担しますので、各年度予算が確定した際に協議を行い、当該年度の指定管理料を確定することとします。効率的な管理運営により、継続的に管理料の縮減に努めていただくことを期待します。

イ 光熱水費（電気・水道）、駐車券、共通回数券、定期駐車券、ジャーナル紙の作成費、その他消耗品、受変電設備の保安業務費用については指定管理料に含めるものとします。

ウ 駐車場における料金徴収に必要な精算機等の機器の調達及び設置費用（指定管理期間終了時の撤去費用を含む）については指定管理料に含めるものとします。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料の支払時期は、管理業務計画の収支計画に支払時期と各支払額を記載した資金計画を添付していただき、協議により決定するものとします。（毎月払いも対応可能です。）

(3) 管理口座及び区分経理

指定管理業務に係る収支を適切に管理するため、指定管理業務専用の口座を開設してください。また、指定管理業務は、他の業務（自主事業含む。）と区分して経理してください。

参考1）令和6年度の利用台数は、勝川駅前地下駐車場が95,376台、勝川駅南口立体駐車場が46,902台です。また、令和6年度の共通回数券の販売枚数は、150円券が35,420枚、300円券が27,368枚、定期駐車券は地下駐車場が574枚、南口立体駐車場が159枚です。

参考2）令和6年度勝川駅前地下駐車場の受変電設備の保安業務費用は、378,840

円です。また、令和6年度勝川駅南口立体駐車場の受変電設備の保安業務費用は、145,200円です。

参考3)既存の精算機等の機器については、現在の指定管理者が設置したもので、アマノ株式会社製です。

6 リスクの分担

管理業務に関する事故発生時等のリスク分担については、別紙2「リスク分担表」のとおりとします。

7 申請資格

- (1) 指定の申請をすることができるのは、駐車場の管理運営業務の実績があり、緊急時における迅速な対応ができる法人又はその他の団体です。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定を受けることができません。(指定管理者条例第3条第1項)
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 指定管理者条例の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する団体
 - オ 役員又はこれに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者がある団体
 - (ア) 破産者で復権を得ないもの
 - (イ) 指定管理者が指定管理者条例の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその役員又はこれに準ずる者であった者でその取消しの日から2年を経過していない者
 - (ウ) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
 - (エ) 禁錮以上の刑の執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから5年を経過していない者
 - (オ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (カ) 暴力団員の利益となる活動を行う者
 - カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する団体
 - キ ウからカに掲げる団体に準ずると認められる団体
 - ク 会社更生法(平成14年法律第154号)・民事再生法(平成11年法律 第225

- 号)等の規定に基づき更生手続・再生手続等をしていない団体
- ケ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていない者
- コ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと
- シ 国・県税及び市税が課税される団体であって、これらを滞納している団体

8 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 募集要項配布 | 令和7年7月29日(火)～令和7年9月16日(火) |
| (2) 質問受付 | 令和7年7月29日(火)～令和7年8月5日(火) |
| (3) 質問への回答 | 令和7年8月14日(木) |
| (4) 申請期間 | 令和7年8月15日(金)～令和7年9月16日(火) |
| (5) 審査(書類) | 令和7年10月上旬～中旬 |
| (6) 指定管理者候補の決定 | 令和7年10月中旬 |
| (7) 選定結果の通知、公表 | 令和7年10月下旬 |
| (8) 指定管理者の指定 | 令和7年12月議会にて決定 |

9 募集要項に関する質問

(1) 質問方法

募集要項に関する質問は、電子メールにより受け付けます。別紙3「春日井市勝川駅前地下駐車場等施設指定管理者募集要項に関する質問書」に必要事項を記入のうえ、次の電子メールアドレスへ、令和7年8月5日(火)午後5時15分(メール受信日時)までに提出してください。

メールアドレス：keizai@city.kasugai.lg.jp

※ 受付期限を過ぎた質問書の提出には応じられませんのでご注意ください。

※ 未着、遅延等の場合、原因の如何を問わず、市では責任を負いません。

(2) 質問への回答

募集要項に関する質問への回答は、令和7年8月14日(木)に市ホームページにて公表します。

10 申請手続き

(1) 申請期間

令和7年8月15日(金)から令和7年9月16日(火)午後5時までに申請してください。(受付時間は、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時、た

だし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(2) 申請の方法

提出書類を必要部数整え、春日井市産業部経済振興課（市役所 3 階）へ直接持参してください（郵送不可。予め持参日時を連絡してください）。なお、提出書類の返却・変更・差し替えは行いませんが、市から必要に応じて追加資料の提出を求める場合がありますので対応してください。なお、副本は複写で構いません。また、紙媒体とは別に、電子データ（CD-R 又は DVD-R に PDF データを記録）を提出してください。

(3) 資料の閲覧

資料の閲覧を希望する場合は、日時、閲覧を希望する資料について経済振興課と調整してください。

ア 閲覧に供する資料 施設竣工図面等

イ 閲覧に供する場所 申請の場所に同じ

ウ 閲覧に供する期間 申請の期間に同じ

(4) 駐車場の見学

駐車場の見学を希望する場合は、希望日時・事業者名・見学者数等を事前に経済振興課に連絡し、見学日を調整してください。

11 提出書類

(1) 申請書（提出部数：正本各 1 部）

勝川駅前地下駐車場指定管理者指定申請書（勝川駅前地下駐車場条例施行規則 第 1 号様式）

勝川駅南口立体駐車場指定管理者指定申請書（勝川駅南口立体駐車場条例施行規則 第 1 号様式）

(2) 添付図書 A（提出部数：正本各 1 部、副本各 2 部）

ア 定款又は寄附行為、法人登記事項証明書（法人以外の団体はこれらに類する書類）

イ 役員又はこれに準ずる者の氏名、住所、備考欄に生年月日を記載した役員等名簿／条例施行規則第 2 号様式

ウ 役員又はこれに準ずる者の履歴書及び身分を証する市町村の長の証明書

エ 申請資格の欠格事項に該当しないことを誓約する書類／別紙 4

オ 国税、県税、市税の納税証明書（未納がないことの証明書）（直近の年度の納税証明書で発行から 3 か月以内のもの）

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書（法人以外の団体はこれらに類する書類）。なお、現事業年度に設立された団体は、

その設立時における財産目録（法人以外の団体はこれに類する書類）／任意様式

(3) 添付図書B（提出部数：正本各1部、副本各7部）

ア 現に行っている事業の概要を記載した書類／任意様式

イ 駐車場の管理運営業務に関して実績を証する書類（受注契約書写等）

(4) 添付図書C（提出部数：正本各1部、副本各7部）

管理業務計画案は任意様式により、勝川駅前地下駐車場と勝川駅南口立体駐車場を別々に作成し、次に掲げる項目に沿って作成してください（項目毎のタイトル名称は変えずに作成してください）。なお、この管理業務計画案には、指定管理者として管理の業務を行うに当たり、市民サービスの向上や経費縮減などに寄与する独自の提案についても積極的に記入してください。

ア 職員に関する事項で次に掲げるもの

a 管理の業務を行う部局の組織図

b 管理の業務に従事する職員が有する資格等（管理の業務に係るものに限る。）※資格証明書・免許証等の写しを添付してください。

c 職員の育成・研修等の方法

イ 使用料の徴収等に関する業務について、その実施の方法

ウ 駐車場の供用に関する業務について、その実施の方法

エ 維持管理に関する業務について、点検等を実施する時期又は頻度、実施する者その他実施の方法

オ 施設運営における創意工夫、その他提案

a 利用者サービス向上に向けた提案

b 管理業務の効率改善、経費削減に向けた提案

c 一般利用者の増加、定期利用の促進に向けた提案

カ 本指定期間中の収支計画と内訳（資金計画を添付して、年度ごとに作成すること。）

キ その他管理の業務に関する事項で次に掲げるもの

a 風水害・地震等の災害時、設備等の事故発生時、その他の緊急時の対処に関する事項

b 指定管理業務に関して知り得た秘密、個人情報その他秘密保持に関する事項

c 身分を示す証票の携帯に関する事項

d 保険の加入に関する事項

e 利用者アンケート等による調査・利用者意見等への対応に関する事項

12 審査・選考

(1) 選考方法

選定に当たっては、市が設置する選定委員会により、提出書類を審査し、利用者サービスの向上と経費の縮減等の観点から総合点数方式で指定管理者候補者を決定します。なお、選定委員会による審査において、管理業務計画案の記載内容等について、個別で質問や確認等をする場合がありますので対応してください。

【選定委員会委員（事務局：経済振興課）】以下5名

委員長	産業部長
委員	企画政策課長
委員	財政課長
委員	都市政策課長
委員	経済振興課長

(2) 選考基準

ア 基本的事項（申請適格性の有無）

次の項目は全て満たすことが必須となります。1項目でも満たさない場合は、失格となります。

審査項目				主な着眼点
1	管理業務計画の適切性	(1)	管理業務の実施に関する計画が、利用者のサービスの確保のために適切であること。	管理業務計画の内容が、募集要項及び仕様書に記載された事項や条件を満たしているかにより適正性を判断する。
2	業務の安定性	(1)	安定した施設の管理運営業務が長年にわたって確保できること。	
		(2)	団体の財務状況が健全であること。	現に行っている事業の概要を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書等により、適格性を判断する。
3	資格要件	(1)	破産者で復権を得ていない団体、暴力団、暴力団員等に該当しないこと。	
		(2)	国税、県税及び市税が課税される団体であって、これらを滞納していないこと。	定款や役員の氏名、住所、生年月日を記載した書類等により、適格性を判断する。
4	その他	(1)	現に行っている業務を行うことによって管理の業務の公正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。	現に行っている事業の概要を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書等により適格性を判断する。

イ 選考審査基準

内容/配点		評価項目（主に評価対象となる管理業務計画の項目）
1 管 理 業 務 計 画	経営状況・実績について /20 点	会社の経営状況は安定しているか
		駐車場管理・共有建物管理の十分な実績はあるか
	管理業務について /30 点	管理業務を行う上で十分な体制であるか（ア. a）
		人材育成、研修方法は十分検討されているか（ア. c）
		使用料の徴収、減免、開/閉場、入出庫管理などの実施方法等について、確実な管理業務が期待できるか（イ、ウ）
		日常点検・定期点検などの実施方法等について、確実な管理業務が期待できるか（エ）
	管理業務の改善・創意工夫について /25 点	利用者への更なるサービス向上が期待できるか（オ. a）
		業務の効率改善や経費縮減など、効率的な管理業務が期待できるか（オ. b）
		一般利用や定期利用者の促進など、利用者の増加や維持が期待できるか（オ. c）
	その他 /25 点	災害時・事故発生時等の非常時の対応について、適切な対応業務が期待できるか（キ. a）
		知り得た秘密や個人情報の適切な管理が期待できるか（キ. b）
		十分な保険に入る計画がされているか（キ. d）
		利用者アンケートや利用者からの意見等への対応が適切であるか（キ. e）
2 経 費	経費の縮減 /加点	標準点(30) + (1 - (提案管理料3年総額) / (令和5～7年(直近3年)指定管理料総額)) × 50)

※「1. 管理業務計画」「2. 経費」の合計点により選考します。

※「1. 管理業務計画」が一定水準以下の場合は、失格となります。

13 指定管理者候補者の決定・通知

令和7年10月下旬に、市から選定結果を申請者全員に文書で通知するとともに、市ホームページにおいて指定管理者候補者を公表します。指定管理候補者として指定された申請者は速やかに管理業務計画書案について、市と協議を行うものとします（指定管理候補者の決定は、提出された管理業務計画書案を承認するものではありません）。

14 指定管理者の指定、管理業務の開始

指定管理者の候補者は、12月に開会が予定される市議会の議決を経てから指定管理者に指定されます。市議会の議決を経て指定管理者に指定されたときには、管理業務計画案等の提出書類及び審査時に選定委員会から付された意見や条件等を踏まえ、市と速やかに協議・調整を行い、管理業務開始に向け、管理業務計画の承認その他準備を進めるものとします。

15 申請に関するその他留意事項

(1) 申請書類の著作権

申請者から提出された資料の著作権は、申請者に帰属しますが、市が必要と認めるときには、市は、申請者から提出された資料の全部又は一部を無償で利用できるものとします。なお、市は、公募結果の公表、事業経緯資料及び情報開示請求への対応以外の目的で、申請者に対して無断で使用することはありません。

(2) 申請に含まれる第三者の権利

申請に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責務は、申請者が負うものとします。

(3) 申請書類の取扱い

申請者より提出された資料は返却しません。

(4) 情報公開

情報公開請求にあった場合、春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）に基づき対応します。

(5) 複数申請の禁止

申請者は、1件の申請のみ可能とします。

(6) 使用言語、単位及び時刻

申請に関して使用する言語は、日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(7) 申請の辞退

申請書類を提出した後に諸般の事情により、申請を辞退する場合は、任意の様式により、辞退届を下記に示す期限、場所までに提出することとします。

提出期限：令和7年9月16日（火）午後5時15分まで

提出場所：春日井市産業部経済振興課

(8) 公正な募集

ア 申請者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

イ 申請者は、申請に当たって競争を制限する目的で他の申請者と申請意思又は申請内容等について、いかなる相談も行わず、独自に定めなければなりません。

(9) 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担となります。

(10) 接触の禁止

申請者は、選定委員会委員、本件業務に従事する市職員等に対して、申請についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

16 問い合わせ先

春日井市産業部経済振興課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6246

別紙 1

指定管理者が行う維持管理に関する業務の区分（勝川駅南口立体駐車場）

(◎：全部対象 ○：一部対象 ●：対象外 —：対象無し)

	駐車場棟					備考
	市営駐車場 (1 F～4 F)	居住者駐車場 (4 F～RF)	駐 輪 場 (1 F)	店 舗 (1 F)	地下	
自動火災報知設備監視	◎	◎	◎	◎	—	管理業務仕様書(3)ア(ア)
エレベーター運転監視	◎	◎	—	—	—	〃
受変電設備監視	◎	◎	◎	—	—	管理業務仕様書(3)ア(イ)
駐車場管制設備監視	◎	◎	—	—	—	〃
雨水貯留槽監視	—	—	—	—	◎	〃
太陽光発電設備監視	◎	◎	◎	—	—	〃
警備	◎	—	—	●	—	管理業務仕様書(3)ア(ウ)
清掃	◎	●	●	●	—	管理業務仕様書(3)ア(エ)
建築基準法 12 条点検 (建築)	◎	◎	◎	○	—	店舗の建物構造躯体は対象 管理業務仕様書(3)イ(ア)
建築基準法 12 条点検 (設備)	◎	◎	◎	○	—	店舗の消防用設備等は対象 管理業務仕様書(3)イ(イ)
消防用設備等点検	◎	◎	◎	◎	—	管理業務仕様書(3)イ(ウ)
エレベーター点検	◎	◎	—	—	—	管理業務仕様書(3)イ(エ)
駐車場管制設備点検	◎	◎	—	—	—	管理業務仕様書(3)イ(オ)
太陽電池アレイ清掃	◎	◎	◎	—	—	管理業務仕様書(3)イ(カ)
災害後の点検	◎	◎	◎	◎	—	管理業務仕様書(3)ウ(ア)
消防等への通報	◎	◎	◎	◎	—	管理業務仕様書(3)ウ(イ)
軽微な修繕	◎	◎	◎	○	—	店舗の消防用設備等と建物 構造躯体は対象 管理業務仕様書(3)ウ(ウ)
軽微な修繕以外	◎	◎	◎	○	—	店舗の消防用設備等と建物 構造躯体は対象 管理業務仕様書(3)ウ(エ)
消耗品	◎	◎	◎	○	—	店舗の消防用設備等と建物 構造躯体は対象 管理業務仕様書(3)ウ(オ)
廃棄物の処理	◎	●	●	●	—	管理業務仕様書(3)ウ(カ)

別紙 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断		○
その他の 制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
その他の 制度変更 資金調達	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政運営上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
業務内容の変更 不可抗力	災害等、不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	災害等、不可抗力による事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で軽微なもの（1件50万円未満）		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	本市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

春日井市産業部経済振興課

商工労政担当 宛（電子メールアドレス keizai@city.kasugai.lg.jp）

春日井市勝川駅前地下駐車場等指定管理者募集要項に関する質問書

1 質問者

法人（団体）名	
連絡先(担当者氏名)	
電話番号	
電子メールアドレス	

2 質問事項（簡潔に記載してください。）

募集要項（ ）ページ、記載項目（ ）について

※複数ページに渡る場合には、2枚目以降の照会者欄を省略し、○／○ページ等の記載により送付した枚数を明らかにしてください。

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印

勝川駅前地下駐車場・勝川駅南口立体駐車場指定管理者指定申請にあたり、次の事項について真実に相違ないことを誓約します。

- 1 指定管理者募集要項の欠格事由に該当していません。
- 2 提出した申請書類の内容に虚偽、不正はありません。